

飛騨市美術館ロビー展示 使用について

1、使用申請

飛騨市美術館にて申請書に必要事項を記入し提出してください。展示するものの写真などを添付してください。

※事前に電話等にて空き状況を確認できますが、この時点での施設予約はできません。

申請書を提出し許可書を発行した時点で確定します。

○申請できる方：市内および近隣市町村の個人および団体

○申請できる期間：1月4日より次年度分

例：R6.1.4 から R6.4.1～R7.3.31 の申請が可能

○展示期間：最大1カ月間 ※延長不可

(災害等により臨時休館となった場合は空き状況により振替して展示ができます)

○使用料：無料

2、開館時間

○搬入出は開館時間のみ可能

火～日・祝日：午前9時～午後5時

※休館日 月曜日（祝日の場合は翌平日）、展示準備期間、年末年始

3、利用について

○展示前には美術館職員に声掛けし、展示はご自身で行ってください。

○館内での飲食はご遠慮ください。

○ポスターなどの掲示物はご自身で準備ください。また、美術館の判断で広報関係に掲載する場合があります。また、広報は必ず行うわけではありません。

○展示に必要なものは「展示用品無料貸出申請書」に記載し美術館へ提出してください。記載の物以外を使用希望の場合は、必ず美術館職員に相談のうえ、ご自身で準備してください。

○展示完了時・利用後は、職員立ち会いのもと確認をお願いします。

○展示物の破損・盗難等について美術館は責任を負いません。常に監視される場所ではないことをご理解の上、ご利用ください。

4、展示内容について

著作権など法権利に違反するもの、政治・宗教に関わること、その他公序良俗に反する者や公共施設での展示に不相当と判断されたものは展示できません。ご了承ください。